第10645号

高　知　県　公　報

令和６年６月18日（火曜日）

高知県公報

発　　行
高　知　県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発　行　日
毎　週　２　回
（火曜日・金曜日）

目　　次

告　示　　ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令　（漁業管理課）〈６・６掲示〉　1
○基本測量の実施の通知　（用地対策課）　1
公　告
○毒物劇物取扱者試験の実施　（薬務衛生課）　1
○土地改良区の役員の就退任　（農業基盤課）　2
高知県選挙管理委員会告示
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の１の数〈６・５掲示〉　2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数〈〃　〉　2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数〈〃　〉　2
落札公告
○落札者等の公告　（警察本部会計課）　2

告　　示

高知県告示第404号の３

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第１項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和６年４月１日から同年６月30日まで）の数量を超えているため、同法第33条第２項第１号の規定に基づき、令和６年６月７日から同月30日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和６年６月６日（掲示済）

高知県知事　濵田　省司

高知県告示第425号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和６年６月３日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第３項の規定により告示する。

令和６年６月18日

高知県知事　濵田　省司

１　作業種類
基本測量（防災対策地域水準測量）
２　作業期間
令和６年６月１日から同年12月31日まで
３　作業地域
宿毛市、土佐清水市及び幡多郡大月町

公　　告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第８条第１項第３号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和６年６月18日

高知県知事　濵田　省司

１　試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
１　筆記試験 （１）　毒物及び劇物に関する法規 （２）　基礎化学 （３）　毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	令和６年８月29日（木）午後１時30分から午後３時まで	高知市丸ノ内二丁目１番10号 高知城ホール	１　高知県電子申請サービスを利用する方法により提出する場合 令和６年７月８日（月）午前８時30分から同月19日（金）午後５時15分までの間に受け付ける。 ２　直接又は郵送により提出する場合 令和６年７月８日から同月19日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで（午後零時から午後１時までを除く。）の間に受け付ける（郵送による場合は、令和６年７月19日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。
２　実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（実地試験は、記述式の方法による。）	令和６年８月29日午後３時30分から午後４時まで		

２　提出書類
（１）　県所定の様式による受験願書。ただし、高知県電子申請サービス（https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=7194）を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。
（２）　戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（発行の日から６月以内のものに限る。）。ただし、日本国籍を有しない者にあっては、国籍が記載された住民票の写し（発行の日から６月以内のものに限る。）
（３）　写真（出願前６月以内に撮影した縦７センチメートル、横５センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に氏名を記載すること。）。ただし、高知県電子申請サービスを使用する方法により（１）の受験願書を提出する際に写真を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。
３　受験手数料
10,500円
４　受験手数料の納付方法
（１）　高知県電子申請サービスを使用する方法により受験願書を提出する場合
クレジットカードを利用して納付すること。
（２）　直接又は郵送により受験願書を提出する場合

高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

5　願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目２－20（郵便番号780－8570）

高知県健康政策部薬務衛生課

6　その他

詳細については、高知県健康政策部薬務衛生課（電話番号088－823－9682）に問い合わせること。

なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安芸市穴内六丁土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和６年６月18日

高知県知事　濵田　省司

役名	氏　名	住　所
（退任）		
監事	前田　　穣	安芸市穴内甲253番地
（就任）		
監事	野町　雅樹	安芸市穴内甲567番地２

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第１項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の１の数は、11,603人である。

令和６年６月５日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

高知県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第１項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第１項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第１項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に６分の１を乗じて得た数と40万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、163,358人である。

令和６年６月５日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

高知県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第１項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

令和６年６月５日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長　田中　庄司

高知市選挙区	89,892人
室戸市・東洋町選挙区	4,166人
安芸市・芸西村選挙区	5,675人
南国市選挙区	12,932人
土佐市選挙区	7,332人
須崎市選挙区	5,605人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,217人
土佐清水市選挙区	3,588人
四万十市選挙区	9,165人
香南市選挙区	9,206人
香美市選挙区	7,131人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,870人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,993人
吾川郡選挙区	7,586人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,729人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,332人
黒潮町選挙区	2,970人

落　札　公　告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成７年高知県規則第125号）第８条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和６年６月18日

高知県警察本部長　髙清水　善弘

1　落札に係る借入物品の名称及び数量

令和６年度仮想化サーバ　一式

2　契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県警察本部警務部会計課　高知市丸ノ内二丁目４番30号

3　落札者を決定した日

令和６年４月24日

4　落札者の氏名及び住所

株式会社ＪＥＣＣ　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

5　落札金額

月額　1,263,900円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　政令第６条の公告をした日

令和６年３月１日